

江戸

一八四二

天保改革と江戸の食

天保改革と規制の射程 『東京市史稿』産業篇第五十五には、天保十三年（一八四二）の史料を収録しました。本書は原則として各巻に四年分の史料を収録する計画で進めていますが、天保改革期は法令が異様な程に頻発され、その上政策形成過程の審議や関連調査・報告が豊富に残されているため例外的な措置となっています。天保改革に関する史料は産業篇第五十四から来年度刊行予定の第五十六にかけて掲載されます。この時期は衣食住に関わる奢侈の制限、価格値下げに関してくり返される指示通達、風俗取締のためのたとえば女浄瑠璃や歌舞伎に対する弾圧など、市井に生

東京市史稿産業篇

第五十五解読の手引き

平成二十六年三月

東京都公文書館

目次

天保改革と江戸の食 ……1

今様大江戸瓦版 ……6

きた庶民にはなんとも息苦しい時代でした。しかし、町名主らを「市中取締掛」や「諸色取調掛」に任命して庶民の生活実態を詳細に把握し、その上で法令・規則を末端まで浸透させようとした、執拗なまでの都市政策からは、江戸という都市に生きた庶民の生活実態が実に克明に浮かび上がってくるのです。

本稿では天保期の江戸における「食」をめぐる、三つの話題を取り上げていくことにしましょう。

豆腐一丁の規格 天明二年（一七八二）に大坂で出版された「豆腐百珍」は翌年江戸でも刊行され、ただちに続編や「豆腐百珍余録」の刊行が続きました。これを契機に他の食材や料理全般を扱ったさまざまな「百珍もの」が流行し、料理本は十九世紀はじめの文化文

政頃にピークを迎えたといわれています。そうした料理本ブームがまず豆腐を素材として始まったというところに、この食材の幅広い人気を窺うことができます。

江戸での豆腐値段統制令は享保十五年（一七三〇）を初見とし、寛政改革期には具体的な価格をあげて値下げが命じられています。たとえば寛政三年（一七九一）八月十六日には、豆腐一丁につき三十八文、半丁につき十九文、小半丁につき十文とするよう通達されました。しかし、この一丁というのはどういう大きさなのか。蕎麦一杯が二八の十六文というのですから、一丁三十八文はけっこう高い気がします。

そこで天保改革期に目を移すとより具体的なところがわかってきます。天保十三年（一八四二）五月、物価引き下げ令の一環として豆腐は一丁四十八文で販売するように申し付けられました。この価格はお上の申し付け、背くわけにはいかないのですが、少々切り方を変え小型化して販売するという者が現れます。そこで諸色掛名主たちは実態調査と豆腐屋たちからのヒア

リングを実施しました。その結果、次のような実態が判明しました（翌天保十四年二月の記録）。

- ・豆腐は標準的には縦七寸（約二十一cm）、横一尺八寸（約五十四cm）、幅六寸（約十八cm）の箱で製作し、これを九等分したものを一丁（挺）とすること。
- ・豆腐の製造経費は大豆代＋薪代＋苦塩泡消（にがり）代で、大部分が大豆原価であること。
- ・当時命じられていた四十八文という価格ではほとんど利益が出ないこと。

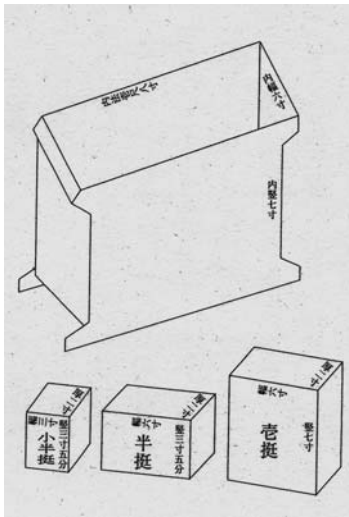


図1 豆腐製作箱と切り分け方
（『江戸町触集成』第19巻）

こうした実情をふまえて、町奉行所では販売価格を五十二文に上げることは認めつつ、大きさの規格は前頁の図の通りとすることを申し渡しました。これを見ると今の豆腐の一丁は、江戸の豆腐の四分の一丁にあたる「小半丁」に近いということもわかってきます。これまでの町奉行所の法令とは明らかに異なるレベルまで徹底された価格規制のおかげで、私たちは詳細な情報を得ることができたのです。

もやし初物の禁止 江戸っ子の初物好きは有名です。なかでも初鰹となるとこれはもう血が騒ぐという感じだったのでしょう。川柳に、「葬礼を見て初鰹値ができる」とあります。人生は短くはかないもの、えい、買っちゃまえ！ というわけ。たいへんな覚悟です。初物とか「はしり」の食物を买おうというのは何も鰹に限りません。「初かぼちゃ女房はいくらでも買う気」とありますから、野菜類にも及んでおり、買い手の側も男女を問わなかったことになります。

こうした買い手がいれば、少しでも時季より早く出

して高値で買っていたかどうかという作り手・売り手がいるわけで、おのずから商品価格は一気に高騰するでしょう。天保改革の推進者たちがこれを見逃すはずはありません。

天保十三年四月八日の町触は、まさに野菜の初物を狙い撃ちするものでした。

野菜物等を季節に至る前に売買しないよう前々触れ知らせてきたが、近頃は初物を好むという事が増長し、殊に料理茶屋等では競って買ひ求め、高価な品を調達して料理しており不埒の事である。

これに続いて町触は「きゅうり・茄子・いんげん・さゞけ、その外もやし物」と列挙しています。

ところで、ここに出てきた「もやし物」というのは今私たちが食べているシャキシャキした豆もやしとは違う意味で使われており、注意が必要です。では具体的にどのようなものかという点、町触の中で、

雨障子を懸け、芥にて仕立て、あるいは室の中へ炭団火を用いて養ひ立て、年中時候外れに売り出

すこと

こんな説明がなされていました。

つまり油を塗った雨障子を掛けたり芥を使って発熱させたり、室の中で炭団たどんの火を使ったりして温度を上げて成長させたり・・・といった野菜の促成栽培のことをもやし物といったのです。漢字を当てるときには「萌物」と記されています。

これだけ手間をかけてでもはしりのものを食したいという思いとそれを支える江戸の食文化は、一片の法令によって禁圧することはできなかったのでしょうか。初物をめぐる町触は二年後、三年後にもくり返し発令されています。

土用の鰻、争奪戦 けちな男、鰻屋へ行って匂いをかいできてはそれをおかずに飯を食う。鰻屋もついいは腹を立て、「蒲焼きの嗅ぎ代八百文」を請求に行く、男は板の間に銭八百文を投げ出し、「そんなら取ったと思つて銭の音を聞いて帰らっしゃれ」。

こんな小咄があるほど、あの鰻の蒲焼きの香りはたまらないものがあります。十七世紀末から十八世紀初め、生類憐れみの令が頻発された時代に鰻や「かは焼き」の販売禁止令が出ていますから、すでに食用は盛んだったのでしょうか。しかし、すしや天ぷらと並んで鰻の蒲焼きがブームとなるのは十八世紀後半の天明年間（一七八一〜八九）以降といわれています。醤油や砂糖の使用が普及し、あのうまそうな香りが市中に充ちるのはこの頃なのでしょう。先の小咄は安永九年（一七八〇）刊行の笑話本「大きにお世話」に収録されていますから、ブームのはしりに乗ったものといえそうです。

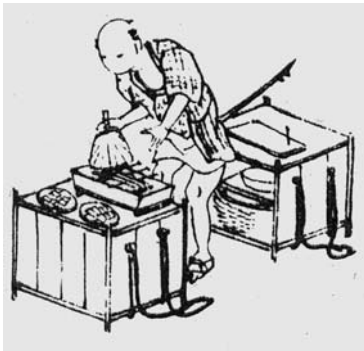


図2 鰻蒲焼き売り
（『合本自筆影印 守貞漫稿』）

ところで鰻の流通はどのような仕組みになっていたのでしょうか。寛政元年（一七八九）八月の町触によれば、本小田原町・安針町・本舟町・同横店の四ヶ所魚問屋の中に鰻・泥鰻どじょうを江戸城に御用として納入する請負人が七名いました。彼らは江戸前をはじめ武蔵・常陸・安房・上総・下総の獵師から鰻・泥鰻荷物を入荷すると、江戸城の食用に必要な分を納入し、残りを町売りしていました。

しかし、天保改革の主要政策であった諸問屋組合間の停止令のせいでこのような流通機構そのものが崩壊してしまいました。将軍の御膳を調える役人たちはさぞかし困惑したことでしょう。天保十三年六月十四日、次のような申渡が市中に徹底されます。

この度問屋仲間組合が差し止めとなったので、鰻荷物を市中の蒲焼屋が直接購入している。土用中は御用鰻が大量に必要となるが、万一差し支えがあっては済まされないから、市中の鰻屋共が持っている鰻の内から御肴役所へ直に取り入れること

とする。その旨町名主から鰻屋渡世の者たちに通達しておくようにせよ。

土用の鰻は将軍の御膳にも登場しており、庶民に人気の蒲焼き屋と鰻争奪戦が起こっていたのです。

改革関連史料の充実 天保の改革は庶民の日常まで入り込むような規制を実施し、町名主らを動員した調査や、触の徹底策を伴っていました。それらの経緯は、「天保撰要類集」・「市中取締類集」・「諸色調類集」等として残され、政策形成過程を克明にたどることができるのです。

『東京市史稿』産業篇第五十五では個々の法令についてこれらの関連史料を可能な限りまとめて掲載しています。本稿では「食」に関わる三つのテーマを取り上げましたが、読者の皆様にもそれぞれご興味のあるテーマに沿って、江戸という都市社会の実像に迫っていただければ幸いです。

今様大江戸瓦版

天保十三年

《天保十三年―一八四二年》

堺町葺屋町芝居小屋の移転先、浅草に決定

正月十二日 昨年十二月十八日に移転命令が出された堺町・葺屋町ふきやちやうの芝居小屋及び周辺の料理茶屋など町屋の移転先が浅草に決定した。

移転のための土地として、浅草山之宿町にあった園部藩（藩主小出伊勢守英発）の下屋敷跡一万七十八坪の地が下付されることとなった。しかし各町の坪数や地所割り当てはまだ行われていないため、実際の移転はいましばらく先になるものと思われる。なお、時期は未確定だが、木挽町こひきまちの芝居小屋とその周辺の町屋も同じ場所に移転することが決定しているから、堺町・葺屋町・木挽町の三カ町でこの土地を分割したうえで、

新たな町屋ができる予定だ。

今回の芝居町移転は、昨年十月七日の堺町・葺屋町の芝居小屋類焼を契機に、老中水野忠邦が立案したものであった。市中の風俗悪化は芝居や役者が原因と結論づけ、一説では取り潰し案も出ていたという。これに真っ向から反対したのが北町奉行遠山景元で、現状維持を唱える遠山と水野の対立は將軍までも巻き込み、將軍の軍配は遠山に挙がって一度は収束したかにみえていた。ところがその後、どういった経緯か、水野の案が通り、芝居町はまとめて浅草に移転されることになったのである。↓産業55―27、252、378、783頁。産業54―867頁。

寄場取り締まり、十五ヶ所を除いて営業停止へ

二月十二日 町奉行遠山景元は、寄場（寄席）を規制する方針を打ち出した。最近寄場が江戸市中に激増し、違法な女義太夫などが上演されているためであるという。今後は古くからある十五の寄場のみ営業すること、

演目は神道講釈・心学・軍書講談・昔話の四種に限定すること、茶汲み女など寄場への女性の出入りの禁止、三味線・笛・太鼓など音曲を交えた口演の禁止といった条目が定められ、同日中に江戸市中全体に伝えられた。その後、十五の寄場は店先に公認の看板を掲げ営業を始めたが、それ以外は営業停止となった。

この規制が出されるまでには、老中水野忠邦と町奉行遠山との間で熾烈な意見の対立があった。話は昨年十一月、水野が江戸市中における風俗の是正を遠山に命じたところから始まる。遠山はさっそく女義太夫をはじめとする十項目を挙げ、厳しく規制又は禁止する旨を報告したところ、水野は寄場そのものを禁止するよう指示を出した。

これに対し遠山は、今まで寄場に出ていた芸人達の多くが失業し生計が立てられなくなるほか、江戸庶民にとっての数少ない娯楽を奪うことにもなり、かえって治安悪化につながると、極端すぎる水野の規制を批判したという。さらに遠山は、寄場には演目次第では

人々に勧善懲悪を教える良い効果もあることを説いた結果、江戸で最も古く、延享二年（一七四五）創業の由緒をもつ三田実相寺門前の家主甚助の寄場をはじめとする十五軒のみを公認とするかたちで落着をみた。こうして江戸の寄場は遠山の抵抗で限定的に守られたわけだが、しばらく冬の時代が続くこととなりそうだ。↓産業55―46頁。

諸問屋組合仲間停止の徹底をはかる

三月二日 町奉行所は、諸問屋組合仲間停止の趣旨を徹底させるべく、再び町触を出すことになった。昨今の改革では、十組問屋などの特権的な諸問屋は廃止となり、その名目も権利もなくなった。その代わり、商業特権を得るための役の仕事（無代納物・無賃人足・川凌・駆付等）も全て免じられた。そのため、新規業者も参入し、元問屋は彼らを妨げてはいけないことに決まった。この仕組みにより低価格競争が始まり、江戸の物価も下がるだろう、というのが幕府の目論見だ。

このたびの触では、「組合」「仲間」「問屋」の名称はすべて廃止し、「米屋」、「炭屋」、「油屋」等と名乗るように命じている。また、値段を不当に上げるための商品の囲い込みも禁止された。

ところで、湯屋・髪結は、物価にはあまり影響がな
いとされたため、これまで仲間廃止の対象から洩れて
いた。ところが今回の町触では、彼らに対しても仲間
廃止の命令が改めて出されたのである。市中にその業
種が何軒あってもかまわないという。町奉行所は「改
革の趣旨の理解がまだ不徹底である。たとえば、仲間
廃止を十組問屋だけと勘違いしている輩がいる。新規
参入業者を妨害する輩もいる。そのようなことになら
ないように注意せよ。」と念を押している。町奉行所
としては、今後も各町の自身番屋に太文字で触を書き
出すなどして、改革趣旨の周知徹底に努める考えだ。

↓産業55―108頁。

町入用節減の申渡に町名主たち動く

三月六日 町奉行遠山景元は、最近町入用（町の運営費）の浪費が多くなっている状況を憂慮し、町名主たちへ寛政三年（一七九一）の町法改正の申渡書を改めて配布することで、今後より一層の町入用節減を命じた。この申渡書とは、かつて寛政改革を断行した老中松平定信が、町入用を節減するため過去五ヶ年分の平均額を算出させ、その額より出来る限りの節減高を書き出させた上でこれを実行させたもので、節減額の十分の七を備荒貯蓄のための基金としたのが七分積金である。今回は自堕落になりつつあった町名主たちを戒め、節減を徹底させるのが狙いのようだ。

また遠山は九日、各町々から寛政三年六月以降の町入用の収支を項目ごとに詳細に書き上げさせ、そのなかで一つの町を選び、これを基準として町入用を節減することとし、浪費している項目があればそれを書き出すよう命じた。

このたび町名主が提出した報告書には、炭代・水油

(灯油)代などの日用品や、町内の事務経費を中心に様々な項目が挙げられている。いずれも厳しく減額あるいは廃止され、これに洩れている項目も出来る限り節減することとし、節減が困難なものがあればその理由を書いた上で二十二日までに申し出ようという。さらに、二十日までに天保七年から十一年(一八三六〜四〇)までの五年間の町入用の総額と平均を町奉行所へ提出する見込みのようだ。↓産業55―128頁。

彫物の取り締まり

三月八日 このたび町奉行所では、体に文字や絵の入った彫物を施す風潮を問題視し、その禁止の触を出すことにした。すでに文化八年(一八一二)にもほぼ同じ内容の触が出されたが、彫物の風潮はやむことはなかった。そこで、昨今の改革による風俗取り締まりの趣旨を徹底させるべく、再度注意を促したかたちだ。

町奉行所の関係筋は「体を疵つけることは人として恥ずべきことだ。手足はもちろん、体全体に彫物をす

ることは、今後一切禁止する。彫物をしている者は、人足や駕籠かご昇かきたちだ。彼らは彫物を施すことを『伊達』などと言って威張り、『彫物をしないと仲間に入れない』などと不屈きなことを言い合い、この風潮を助長している。彼らは陰で嘲笑されていることを知らないようだ。もし、新たに彫物をしている者を見つければ、我々はすぐに召し捕えるつもりだ。もちろん、依頼を受けて彫った者も同様であるから、注意するように。」と話している。この触は町々の番屋に太字の筆で掲示されることになった。↓産業55―141頁。

町奉行、地代店賃と賃金の引き下げを実行

四月十日 町奉行所では、地代店賃(土地代や家賃など)、職人の賃金を寛政年間以前の水準に引き下げるよう命じる町触を出した。近頃は地代店賃の高騰に伴い、物価や職人の賃金が高騰しており、幕府は歯止めをかけようとしていた。このたび町触を出して徹底を促し、違反者が発見されれば即刻捕らえて町奉行所に

て裁きを行うこととなった。

実はこれより以前、町奉行の遠山景元・鳥居忠耀は老中水野忠邦に報告を行っている。それによれば、「最近は寛政年間（二七八九〜一八〇一）と比較して物価が高騰しており、地代店賃の引き下げが急務である。しかし、地代店賃のみ引き下げては、沽券状の所有者の中には損害を被り、生活に支障が出る者も現れて混乱する可能性がある。そのため、沽券状に記載された地代の金額は据え置くが、地代家賃、職人の賃金を寛政以前の水準に引き下げること物価を下落させる方針である。また、商人・大工・鳶職人等の日雇い労働者の賃金を調査し、実態把握に努めている。」と述べている。

価格統制はさまざまな要素が絡み合う複雑な問題だけに、今後町奉行らは、地代店賃等引き下げ策の影響や反応を窺いながら、実態調査を展開していく方針だ。

↓産業55―224頁。

端午の節句の飾り物も質素に

四月 端午の節句を目前にして、節句の飾り物を扱う店に対し、市中取締掛名主や町奉行所の三廻り同心らの見廻り検分が行われた。これは昨年十月に出された町触に対応したもので、華美・高価な品は製造・売買が禁止されたからである。昨年の売れ残りには手の込んだ作りのものもあるが、これを販売・購入することも禁止されている。

検分に引っかけた物の一例を見てみよう。

縮緬製小幟ちりめんに鐘馗しょうきや武者絵などを彩色したもの。

幟立の枠に手の込んだ彫物をしたもの。

弓矢・鉄炮・具足・兜などの作りが華美なもの。

これらは昨年の売れ残り品ということだが、例外なく売買禁止という判断が下されている。

端午の節句で使用される人形・飾り物・道具類などは、四月二十五日頃から十軒店や尾張町・麴町五丁目などの胄市で売られていたが、このような厳しい処置が出された背景には、「商人のなかには新作を去年の



図3 十軒店 胄市(『東都歳事記』)

売れ残り」と称して販売するしたたかな者が現れるかもしれない」との懸念があったようだ。

すべて華美なもの規制されている昨今だが、子供の成長を願う親としては寂しいことである。↓産業55―261頁。産業54―863頁。

組合仲間なき時代、紛失物の吟味に危機感

五月十一日 質屋・古着屋・古鉄屋・古道具屋・古道

具屋などは、総称して「八品商」といわれる渡世で、享保八年(一七二三)以来仲間が結成されてきた。このたび幕府は彼らに対し、営業方法や紛失物取り締まりに関する町触を通達した。その大意は、①將軍家の家紋の付いた物品や銀具類の質取りの禁止、②質屋・古着屋・古着買の買取り・質取りの手法や盗品の疑いのある物品の取り扱い、③小道具屋・古道具屋・古鉄買も質屋などに準じる旨と、売買は帳面に記録することを義務化、④質屋以外の者が武家より質物を取る場合は支配名主への届け出を義務化すること、といった具合である。

幕府は同様の触をすでに宝永三年(一七〇六)、享保八年(一七二三)、安永元年(一七七二)にも出しているが、今回改めて発布した背景には、前年十二月の諸問屋組合仲間停止令がある。これまで幕府は組合や仲間を通じて業界を統制してきた。しかし、その停止後は新規参入する業者が増加し、これらの者へは業界の仕来りが周知されていないことが問題となった。

幕府はそれにもなつて盗品の売買や、武家の質物の市場への流出などが拡大することを懸念し、取り締まり強化を狙った模様である。↓産業55―292頁。

幕府、古金銀の回収に努力

五月十六日 昨今の新しい貨幣「天保金銀」（天保八年から天保十四年改鑄）が大量に江戸市中に出廻っている。幕府はこの新貨幣の流通につとめ、古金銀の回収に努力している。このたび町奉行は大商人を呼び出し、所持している古貨幣を新貨幣に交換するよう、厳しい申渡を行った。

呼び出された商人のひとり、日本橋金吹町の両替商播磨屋新右門しんえもんは、次のように語る。「はあ、困りましたよ。『御番所』（奉行所）に出頭せよという『御差紙』（召喚状）を私ども商人に頂きました。出頭すると甲斐守（鳥居忠耀）さまから一人ごとに『有体に申し立つべし』との御直談で、『慶長金は…、元文金は…』と所持金額を書かされました。もし相違の金

額を申し立てれば罰を申し付けるといふ剣幕です。与力様からも『不時の宅改』（抜き打ちの家宅搜索）もあり得るぞと脅されました」。なお、この貨幣改鑄によって五〇万両の出目（改鑄による幕府の利益）が見込まれている。↓産業55―322頁。

打ち上げ花火の価格と規格を規制

五月二十四日 幕府は鍵屋弥兵衛、玉屋市郎兵衛に対し、隅田川界限大川通にて打ち上げる花火の価格を銀三十匁以下にすること、打ち上げる高さは文化年間に決定した八、九間（約十五m）から二十四、五間（約四十四m）にすること、江戸市中に竹花火を仕入れないよう通達した。また、市中取締掛名主へ、これまで同様に子供の玩具用竹花火の製造禁止を通達した。

これは二十八日に行われる隅田川の川開きを前に、町奉行遠山景元の報告に基づき決定された。花火は川開きのいわば名物。毎年両国橋上流の玉屋と下流の鍵屋が技を競って評判を呼んでいるが、最近花火が相場

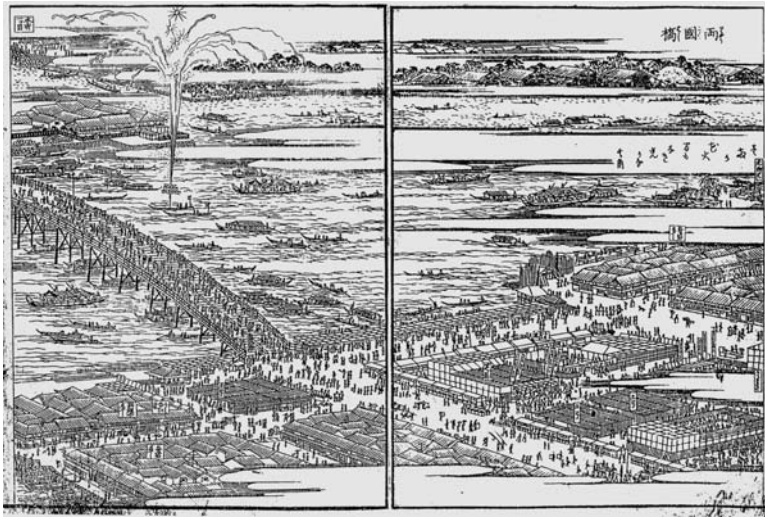


図4 兩國橋 花火の賑わい (『江戸名所図会』二)

より高く取引されているほか、規制されている竹花火が流通しているという。また、遠山は恒例行事である両国広小路の茶屋花火をこの儉約のご時世に行うことにも疑問を呈している。町奉行所は寛政八年（一七九六）以降、こうした規制を何度も通達しており、今回もそれがくり返されたといえそうだ。↓産業55―350頁。

歌舞伎役者市川海老蔵が江戸を追放に

六月二十二日 江戸の人気歌舞伎俳優、五代目市川海老蔵が、奢侈禁止令違反の罪により、江戸十里四方追放を命じられた。これに連坐し、息子の重兵衛や海老蔵宅の家主なども、それぞれ急度叱りなどの処罰を受けている。海老蔵は追放後、成田山新勝寺で蟄居生活を送るものとみられている。

町奉行鳥居忠耀が読み上げた判決文によると、自宅に長押を作り、床を塗りがまちにし、さらには華美な雛道具を調達、芝居においても観客のウケを狙って、本物の皮革製品の甲冑や鉄兜を用いるなど、身分不相

応な振る舞いが目立っていた。幕府は海老蔵の影響力ゆえにその奢侈振りが庶民に波及することを憂慮したため、敢えて厳科に処したと考えられる。

海老蔵は寛政三年（一七九一）に江戸で生まれ、まもなく六代目市川団十郎の養子となり、十二年に七代目団十郎を襲名。天保三年（一八三二）には息子に団十郎の名跡を譲り、自身は五代目海老蔵となった。市川家に伝わるお家芸を「歌舞伎十八番」として選定したのは有名で、小柄ながら荒事から悪役までこなす多才多能な芸風により、江戸歌舞伎界では絶大な人気を誇っていた。↓産業55―399頁。

出家社人山伏神職らの町方住居を禁止

六月二十五日 昨年八月の町道場への参詣禁止に続き、今回出された町触では、出家・社人・山伏・神職などの者は町方に住むことができなくなり、早々に本寺・本社、または同宗・同派の寺社内へ移らなければならなくなつた。取り締まりの対象は町方住居を認められ

た陰陽師・普化僧・道心者・尼僧・行人・願人・神事舞太夫らにも及び、彼らについても本寺や師家より証文を取り、請人を立て、裏店に居住することが義務付けられた。

町触ではそれと同時に、出家や社人などが行っていた町中での法談・念仏講・題目講などの寄合や、裏店であっても寺院風の造りにしたり、神棚や仏壇を構えて宗教行為をすることなどが禁じられている。

町奉行所では十二月までに町触のごとく改め、その後は等閑なほざりにすれば厳科に処すとしているが、町方には町内持ちの稲荷などが多く、そこを拠点に生業を立てている社人や修験・行人などは、住まいを引き払うことで路頭に迷う者が続出する可能性がある。妻子を含めると人数も三、四倍に膨れ上がり、引き取りも容易ではなくなることから、今後の困難が予想される。↓産業55―418頁。

富士山・大山参詣客による抜け道に品川宿怒る

九月四日 町奉行所は、江戸町人が富士山や大山へ参

詣する際、船の利用は品川宿八ツ山下の船着き場までとし、それ以降江戸湾を渡り神奈川宿まで向かうことを禁止する触を再度出した。

そもそも江戸時代の旅客の移動は原則として陸路のみであり、海上交通は禁止されていたが、富士山や大山に参詣する旅人たちのなかには、近道をしようとする船（漁船）などで密かに海を渡る者が少なくなかった。それに対して品川宿の者たちは、「これでは我々の宿場だけでなく、東海道各宿の旅籠屋や商人たちの生業が成り立たなくなる」と町奉行所に猛抗議したのである。これまでも町奉行所は同様の訴えを何度も取り上げており、文化年間（一八〇四〜一八）以降参詣客の江戸湾航行を禁止してきたはずだったが、徹底されていなかったようだ。

触に先立ち、南品川周辺の川船稼ぎの者たちはこれまで乗船させてきた池上本門寺への参詣者ら、法令の趣旨に触れない乗船客についてまで差し止められる事態の防止を訴えており、今後の成り行きを見守る必要

がありそうだ。↓産業55―544頁。

女医師による墮胎を取り締まり

十一月三十日 江戸市中には「女医師」と称する業種がある。墮胎を行う医師だ。墮胎の理由はさまざまで、男女が密通の事実を押し隠すために行う場合や、夫婦相談の上で行うこともある。療治代・食事代などを併せて七日間と見積もった場合、金一両二分くらいが謝礼の相場で、依頼人の身元によってはより高額になる場合もある。このたび幕府はこれらを「不仁」「残忍」な行為として、女医師だけでなく、女医師に墮胎を依頼した者もともに取り締まることとした。

幕府内で議論になったことは処罰基準だ。殺人の場合は獄門になり得るが、墮胎の場合は殺人とは言い難い。この場合の先例になったのは、武蔵国多摩郡小山村百姓重右衛門の事件だ。重右衛門は、離縁しようとしていた妻が妊娠したので、妻に墮胎させた。その時の罰が江戸十里四方追放だった。町奉行遠山景元・寺

社奉行戸田忠温・勘定奉行戸川安清・老中水野忠邦らの間で評議し、結果、男女密通・夫婦相談の上墮胎した場合、女医師は江戸払、墮胎の依頼人は江戸十里四方追放と決定した。↓産業55―74頁。

熊井理左衛門ら三名主の仕事ぶりを褒賞

十二月十五日 この日、町奉行鳥居忠耀は、南町奉行所の白洲に深川熊井町名主理左衛門、牛込改代町名主三九郎、小石川金杉水道町名主市郎右衛門の三名を呼び出した。そこで鳥居は彼らに対し、「これまで市中取締諸色掛としてそれぞれの支配領域において、町奉行所の意向に背く者たちをよく取り締まってくれた。」と褒め称え、「このたび三名を特別に惣名主上席取締に任命し、一代限り苗字御免、新たな支配領域を任せるので、今後もしっそう取り締まりに励むように。なお、このことは老中水野忠邦様も了承済みである。」と申し渡したという。

白洲と呼ばれたのは、この三人ばかりではなかった。

鳥居はこれに続けて二十一日、市中取締掛名主をつとめる深川大工町の八左衛門ら十名を褒賞し、新たな支配領域を任せることとした。彼らは今後の勤め方次第で褒美が新たに加わるので、いっそうの勤めが奨励されている。

鳥居は老中水野の腹心で、町奉行として改革の実務を担っている。その一つが名主組織の新編成で、優秀な名主には相応の報酬と地位を保証することで、江戸町方支配の引き締めを図る狙いのようだ。↓産業55―80頁。